

平成29年度

第16回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成29年11月21日 (火)
開会15時00分 閉会15時52分

場 所 教育委員室

平成29年度
第16回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 平成29年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の
意見について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①平成30年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について

(3) 協 議

①第三次大分県特別支援教育推進計画（案）について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗 岡 功
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	参事監兼文化課長	佐 藤 晃 洋
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	法華津 敏 郎
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課参事（総括）	武 野 太
	高校教育課参事（総括）	奥 田 宏
	社会教育課長	阿 南 典 久
	人権・同和教育課長	樋 口 哲 司
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹（総括）	下 鶴 直 哉
	教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成29年度 第16回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。

会議の終了は15時50分を予定しています。

よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案は、人事に関する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案については非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしく申し上げます。

【議 案】

第1号議案 平成29年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成29年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」能見教育改革・企画課長及び関係課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「平成29年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」ご説明いたします。

3ページをお開きください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、知事から11月27日に開会します平成29年第4回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「職員の給与に関する条例等の一部改正について」以下3本の議案につきまして、教育委員会の意見を求められましたので、2ページにあります案のとおり異議がない旨を回答したいので提案させていただきます。

お手元に議案を配付しておりますが、説明は教育委員会資料により順次担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(法華津教育人事課長)

「職員の給与に関する条例等の一部改正」についてご説明します。4ページをお開きください。資料の太枠で囲んでいる部分が教育委員会に関係する部分でございます。

まず、項目1の「職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、平成29年給与改定にかかるものでございます。

(1)の「給料表改定」につきましては、人事委員会勧告どおり平均0.13%改定を行うものであります。

(3)の「勤勉手当」につきましても、人事委員会勧告どおり平成2

9年度の年間の支給割合を0.1月分引き上げるものであります。

なお、平成30年度以降の勤勉手当の支給割合につきましても、項目2の(2)にありますとおり6月期、12月期ともに0.05月分引き上げ、一般職員は0.90月に、特定管理職員は1.10月に改正するものであります。

5ページをご覧ください。次に項目7の「特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正」につきましても、期末手当について、一般職員に準じて記載のとおり改正を行うものであります。

6ページをご覧ください。項目12の「学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正」につきましても、人勧に基づき、教員特殊業務手当のうち3種類について引き上げ改正をおこなうものです。

①修学旅行等において生徒を引率し指導業務を行う「修学旅行等引率指導業務手当」は850円引き上げ5,400円に、②対外運動競技等において生徒を引率し指導業務を行う「対外運動競技等引率指導業務手当」は850円引き上げ5,100円に、③部活動における生徒に対する指導業務を行う「部活動手当」については上限を800円引き上げ4,800円に、いずれも国の予算単価引き上げ額に準じて増額改定するものであります。

7ページをご覧ください。項目13の「扶養手当」につきましても、子に係る扶養手当の平成29年度経過措置額7,000円を、人勧に基づき7,500円に引き上げるものであります。

最後に、附則については、改正条例の施行期日や適用日等にかかる必要な規定について、整備するものであります。

(井上体育保健課長)

公の施設の指定管理者の指定についてご説明します。8ページをお開きください。

「1 経緯」ですが、県立総合体育館の管理につきましても、大洲総合運動公園と一体として、「ファビルス・プランニング大分共同事業体」を指定管理者としてきたところですが、今年度末に更新の時期を迎えます。また、県立総合体育館は平成32年4月に大分市に移管する予定となっています。そのため、指定管理者の選定につきましても、公募を原則としておりますが、大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例では移管が決まっている施設については、任意指定ができることになっています。

「2 指定管理候補者」につきましても、引き続き現指定管理者の「ファビルス・プランニング大分共同事業体」を考えています。

「3 指定期間」につきましても、大分市に移管するまでの平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間です。

「4 提案価格」でございますが、これは管理業務委託料の基となる

もので、30年度は全体で1億3,870万円、うち総合体育館分は7,679万4千円、31年度は全体で1億4,000万円、うち総合体育館分は7,751万3千円、2年間の合計は2億7,870万円、うち総合体育館分は1億5,430万7千円となっております。

30年度と31年度の金額の相違につきましては、31年度中の消費税の変更を反映したものでございます。

(森崎参事監兼教育財務課長)

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正についてご説明します。9ページをご覧ください。

「1. 改正理由」でございますが、大分市中判田区域において、住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、県立大分南高等学校の住居表示が実施されるため、改正を行うものです。

「2. 改正内容」ですが、「大分市大字中判田2,373番地1」が「大分市判田台南1丁目1番1号」となります。

「3. 施行期日」ですが、住居表示の実施期日であります、平成30年1月6日としております。以上でございます。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

学校職員の特殊勤務手当支給条例の改正について、部活動手当は1日4,000円から4,800円以内に引き上げられるということですが、どのような時に支給されるのでしょうか。また、今まで上限まで支給されていたのでしょうか。

(法華津教育人事課長)

基本は週休日である土日が対象となります。2時間、4時間、6時間以上という区分に分かれていまして、勤務された方は随時申請することで、支給をされる仕組みになっています。

(高橋委員)

公の施設の指定管理者の指定について、総合体育館の指定管理には現指定管理者以外にも手を挙げているのでしょうか。

(井上体育保健課長)

先ほども少し説明いたしましたが、県の条例により移管が決定している施設については指定管理者を任意指定できることとなっております。

そのため現指定管理者を候補として考えております。

(高橋委員)

任意指定ということですね。わかりました。

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①平成30年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について

(工藤教育長)

次に、報告第1号「平成30年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について」高校教育課から報告いたします。

(奥田高校教育課高校改革推進班参事)

報告第1号「平成30年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について」ご報告いたします。1ページをご覧ください。

「1 目的」でございますが、大型船舶の幹部乗組員としての資質を養成するとともに、三級海技士以上の国家試験に必要な資格を付与することとしています。

海洋科学高校は国土交通省から海技士の養成施設として指定されていることから、三級海技士取得のため乗船履歴が本来3年必要なところが1年3ヶ月に短縮され、筆記試験も免除されます。専攻科卒業後は、口述試験に合格することで、三級海技士の資格を取得することができ、国内船の船長等の幹部職員として乗船することが可能となります。

「2 募集人数」は若干名としております。遠洋航海など本科生と専攻科生徒が合同で実習することもあり、新大分丸の乗船定員、本科生の数等により、合格者数を決定することとしています。

「3 修業年限」は2年です。「4 応募資格」は大分県立海洋科学高等学校海洋科の卒業生又は他の水産高等学校海洋漁業系の卒業生若し

くはこれと同等以上の学力があると認められる者で、(1)～(3)の各号に該当する者としています。県外からの受験も可能で、これまで長崎県、福岡県等からも合格しています。

「5 出願期間」は平成29年12月11日(月)～12月15日(金)までとしております。

「7 学力検査及び面接」について、検査場は海洋科学高校、検査日は平成30年1月11日(木)、試験内容は筆記試験と面接です。

「8 合格発表」は海洋科学高校にて1月12日(金)午前9時を予定しています。

報告は以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

若干名というのは何名くらいですか。

(奥田高校教育課高校改革推進班参事)

過去3年間の状況は今年が7名、昨年が5名、一昨年は9名でした。

(岩崎委員)

大分県立海洋科学高等学校の卒業生と他の学校の卒業生の割合はどのくらいですか。

(奥田高校教育課高校改革推進班参事)

過去3年は県外の生徒はいません。平成26年度に入学した生徒5名中2名、平成25年度に入学した生徒6名中3名が県外の生徒です。

(岩崎委員)

18歳から20歳頃までの方が多いのですか。

(奥田高校教育課高校改革推進班参事)

そうです。

(高橋委員)

専攻科から水産大学校への編入も可能ですか。

(奥田高校教育課高校改革推進班参事)

編入についてはわかりませんが、今年の卒業生全員が海洋関連産業に

船舶職員として就職しております。

【協 議】

①第三次大分県特別支援教育推進計画（案）について

（工藤教育長）

次に、協議の①「第三次大分県特別支援教育推進計画（案）について」後藤参事監兼特別支援教育課長から説明いたします。

（後藤参事監兼特別支援教育課長）

〈説明概要〉

- ・基本方針について
- ・計画の概要について
- ・今後のスケジュールについて

（工藤教育長）

ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

（松田委員）

幼稚園についても盛り込まれており、とても素晴らしい計画だと思います。

特別支援学校の免許状保有率の向上について記載がありますが、幼稚園では特別支援学校の教諭の免許が無い幼稚園教諭の免許の方が障がいのある子どもへの指導にあたっています。特に必要がある場合には特別支援学校から訪問していただいて指導を受けていますが、幼稚園の先生方はその場では直接子ども達には指導していません。今後、幼稚園でも特別支援教育の研修などを行っていく計画はありますか。

（後藤参事監兼特別支援教育課長）

1 ページの⑬になりますが、大分県は幼稚園、小・中学校等、高等学校の全てで特別支援教育コーディネーターを指定しています。指定は100%ですが、そのコーディネーターの力量に課題があると検討委員会からご指摘いただきました。コーディネーターの力量をあげることが必要ですので、コーディネーターにエリアごとの研修を受けていただき、自分の幼稚園に帰って研修を実施するという仕組みを考えています。

（松田委員）

⑮の研修動画やeラーニング、各種研修資料のデータベース化というのは、現場を離れにくい先生方にとって、とても良い方法だと思います。研修ノートみたいな物を持って、研修を受けた時に研修を受けたということでシールを貼ってみるなど取り組んでみてはいかがでしょうか。

園によって研修への受講状況に差があると思いますし、職員の異動等もありますので、受けた人やどの方が資質が高いというようなことまで分かるようになるといいのではないかと思います。

(首藤委員)

2つ質問があります。1つ目は、障がいのある子どもの学ぶ権利を保障するというところです。②の県教育委員会及び市町村教育委員会の指導主事の特別支援教育に関する研修実施というのは、全ての指導主事を対象にするということなのでしょうか。

もう一つは、教育環境を整備するということが、推進計画が決定してどれくらいの期間で環境整備を行っていくのでしょうか。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

全ての指導主事に特別支援学校教諭免許状を持っていただくことが望ましいのですが、現実的にはそれは難しいと思います。毎年、教育事務所や市町村教育委員会に声をかけ、可能な限り研修に参加していただくような形を考えています。

もう一つの環境整備についてですが、特別支援教育に係る環境の変化が激しい時代ですので、今回の推進計画は5箇年計画を考えています。中でも特別支援学校の再編整備については、いろいろなものが大きく関わってきますので、この計画で考えているものが全て終わるにはプラス1年程度はかかると思っています。

(首藤委員)

1つ目についてですが、可能な限りと言っても指導主事の皆さんも忙しいと思いますので、そこは計画的にやっていただきたいと思います。今のように、特別な支援を必要とする子どもを受け入れるところが多様にある状況の中で、特別な支援を必要とする子どもにもきちんと1時間ごとの成果をつけてあげるには専門的な指導力が必要だと思います。学校を見に行っても痛切に思うのですが、そのためには、まず指導主事に見極める力を持ってほしいと思います。なるべく早く全員に研修ができるようにお願いしたいと思います。

(松田委員)

首藤委員の話と関連があります。指導主事の方とも話す機会がありますが、指導主事の方は児童期、青年期を専門としている人が多いようで

す。3歳児くらいまでは特別な支援が必要との診断は下されませんが、4歳児、5歳児、就学前についての専門知識を持った指導主事というものが不足しているように思いますので、そのような事についてもできたら考えていただきたいと思います。義務教育の方から見ているので、幼稚園について少しだけ知っているという状況ではないかと思います。個別の指導計画の作成が必要になりますが、特に指導案を書く際は一人一人の発達段階に応じてとなりますので、指導を行う専門的な人が必要と思います。

(林職務代理者)

インクルーシブ教育を掲げていますし、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校での指導といろいろあります。採用計画の中で、特別支援に係る先生の数を増やすということはいらないのでしょうか。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

関係課と十分協議したいと思います。

(法華津教育人事課長)

本年度の人事異動方針にも記載しましたが、特別支援教育の免許を持っていない教員については、特別支援学校へ異動後2年目までに取得いただくようお願いをしているところです。

(松田委員)

どのような教科を何単位取ったら、特別支援の指導ができるということの後ほど教えてください。

(法華津教育人事課長)

わかりました。

(林職務代理者)

最近よく言われている発達障がいについても計画に入っていると思いますが、どのように読めばいいのでしょうか。通常の教育とか、通級による指導とかも記載がありますが、どのように見ればよいですか。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

*を付け、対象の校種を書き出しています。対象が幼稚園、小・中学校等、高等学校では発達障がいの子どもの数が多く、特別支援学級は知的障がいが多い状況です。特別支援学校は5障がいという形になります。在籍する子どもの特性に応じて対策を講じるということになります。

(林職務代理者)

以前に比べ、発達障がいについていろいろ分かってきていると思います。今後、そのような子どもは増えていくのでしょうか。見通しを教えてください。

また、発達障がいへの理解が深まったと捉えていいのでしょうか。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

大分県では基礎研修と言いますが、教職員全員に特別支援教育に関する研修を受けるよう取り組んできました。そのため研修の受講率は高く、座学としての知識は持っていると思えます。ただ、それを実践に移せる力を持っているかという点と若干疑問がありますので、1ページの⑭にありますように、小・中学校等、高等学校、特別支援学校の先生方に、大分大学附属特別支援学校で実際に指導案を作り、授業をするような実践的、体験的な研修を考えています。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、法華津教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案についてお諮りいたします。承認をされる委員は、挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。

それでは、これで平成29年度第16回教育委員会会議を閉会します。
お疲れ様でした。